

意見書案第9号

旧統一教会による被害の救済・防止及び政治との癒着の一掃を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年12月14日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗田 裕之
	〃	大庭 裕子
	〃	渡辺 学
	〃	片柳 進
	〃	石川 建二
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	赤石 博子
	〃	後藤 真左美
	〃	小堀 祥子
	〃	市古 次郎

## 旧統一教会による被害の救済・防止及び政治との癒着の一掃を求める意見書

旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）は、その信者に、信者であることや教義を隠して新たな信者を勧誘させ、多額の献金を強要したり、虚偽の説明や威迫的言動で高額な商品を販売するなどの活動を行い、それによる献金の返金等を命じる判決が下されるといった社会問題を多く引き起こしている団体である。

全国霊感商法対策弁護士連絡会によれば、平成22年以降の12年間における旧統一教会に関する被害相談の総額は、確認できたものに限っても約138億円に上ると報告されている。

そのような団体にもかかわらず、この間、大臣をはじめとした政治家が、旧統一教会や関連団体の集会への参加や祝電送付などを行い、広告塔の役割を果たしてきたことが明らかとなり、深い癒着関係にある議員の実態が報道されている。

こうした中、本年11月21日、文部科学大臣の諮問機関である宗教法人審議会は、旧統一教会に対する宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権の行使に係る諮問について、了承する旨の答申を行い、審議会から答申を受けた同大臣は、翌22日、旧統一教会に対する同権限の行使に踏み切った。

現在、解散命令の請求を見据えた調査を行っており、最終的に裁判所へ同請求を行うか否かについては慎重に判断されるものと報じられている。

よって国におかれては、旧統一教会による被害の救済と防止を図り、政治への信頼を回復するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早急に被害実態の把握に努めるほか、法に基づいた被害救済に取り組むこと。
- 2 旧統一教会の解散命令の請求にあたっては、問題行為における組織性、悪質性、継続性等、解散命令の要件に該当するか調査を行い、適切に判断すること。
- 3 旧統一教会と政治家との癒着を究明し、国民への説明責任を果たすとともに、今後は一切の関係を断つこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣